	ニ　貨物区域の他の開口部、入り口及びハッチは、確実に閉鎖されていること ホ　積荷役中断中、ハッチが開放状態の場合には、火災防止のための監視が維持されていること ヘ　荷役中の付近での喫煙は禁止し、消火設備を用意し危急の操作ができるようにしておくこと
SW11	当該危険物が収納されたコンテナ又は自動車等は、直射日光を避け熱源から2.4m以上離して積載すること。当該コンテナ又は自動車等に収納されている危険物は、適切な空気循環が行われるように収納すること。
SW12	危険物明細書に記載された特記事項に従うこと。
SW13	国土交通大臣が承認した書面に記載された要求事項を満たすこと。
SW14	清潔であって緊急時に開放できる貨物区域に積載する場合には、「A」とすることができる。
SW15	鋼製ドラムに収納されている場合には、「B」とすることができる。
SW16	パレット等に収納したものを開放型のコンテナ又は自動車等に収納する場合には、「B」とすること。
SW17	イ　非開放型のコンテナ若しくは自動車等に収納されている場合又は非開放型の箱に収納されている場合は、「B」とすることができる ロ　通風換気を行うこと
SW18	P650の容器に収納して運送される場合は、「A」とすること。
SW19	SP376又はSP377の規定に従い運送される蓄電池は、長国際航海に従事する船舶に積載される場合には、「C」とすること。
SW22	イ　容積が1リットル以下のエアゾールの場合は「A」とすること ロ　容積が1リットルを超えるエアゾールの場合は「B」とすること ハ　廃エアゾールの場合には、居住区域から離れた場所に積載するとともに「C」とすること
SW23	BK3に収納して運送する場合には、甲板下に積載すること。
SW24	当該危険物を収納した容器を積み重ねて運送する場合には、次によること。 イ　航海中１日に３回温度を計測すること ロ　貨物の温度が55℃を超え上昇を続ける場合には、船倉への通風を制限すること。自己発熱が続く場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを注入すること。船倉へ二酸化炭素又は不活性ガスを注入できる設備を備えること ハ　貨物は、熱源から水平距離で2.4m以上離れた場所に積載すること コンテナで運送する場合には、次によること。 イ　収納後、ドア及び他の開口部は、空気の侵入を防ぐために密閉すること ロ　航海中早朝に１日１回温度を計測し記録すること ハ　船倉の温度が周辺温度より過度に上昇し続ける場合には、緊急で多量の水を適用する必要性及び船舶の復原性への危険性を考慮すること ニ　貨物は、熱源から水平距離で2.4m以上離れた場所に積載すること
SW25	圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であって、油の含有率が10質量％を超えるもの又は油と水分の含有率の合計が20質量％を超えるものは、次によること。 イ　表層を含む通風換気を行うこと ロ　航海が５日を超える場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを貨物区域に注入する設備を備える船舶により運送すること ハ　袋に収納されている場合には、二重ストリップ方法で積付けること ニ　航海中船倉の各高さにおいて規則的に温度計測を行い記録すること。貨物の温度が55℃を超え上昇し続ける場合には、通風換気は、中止すること。この場合において、自己発熱が続く場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを注入する等の措置を講ずること 溶剤抽出法又は圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であって、油の含有率が10質量％以下のもの又は油と水分の含有率の合計が20質量％以下（水分含有率が10質量％を超える場合に限る。）のものは、次によること。 イ　溶剤の残留蒸気の除去を促進するために表層通風換気を行うこと ロ　袋に収納された貨物が積載され、かつ、航海が５日を超える場合には、船倉の各高さにおいて規則的に温度計測を行い記録すること（通風換気が行われない場合に限る。） ハ　航海が５日を超える場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを貨物区域に注入する設備を備える船舶により運送すること

SW26	緊急時に開放できる清潔な貨物区域に積載すること。袋に収納された肥料又は非開放型のコンテナ又は自動車等に肥料が収納されている場合には、緊急時に貨物へ自由に接近でき、機械通風換気により、分解により発生したガス又は臭気を排出できること。
SW27	当該危険物を収納した容器を積み重ねて運送する場合には、次によること。 イ　航海中１日に３回温度を計測すること ロ　貨物の温度が55℃を超え上昇を続ける場合には、船倉への通風を制限すること。自己発熱が続く場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを注入すること。船倉へ二酸化炭素又は不活性ガスを注入できる設備を備えること ハ　貨物は、熱源から水平距離で2.4m以上離れた場所に積載すること
SW28	y
H1	できる限り乾燥した場所に積載すること。
H2	できる限り温度の低い場所に積載すること。
H3	温度が低く通風が良好な場所に積載すること。
H4	海上で貨物区域を清掃せざるを得ない場合は、港で清掃を行う場合と同等以上に安全な操作と設備を用いること。当該清掃を行うまでアスベストを積載していた貨物区域は閉鎖し、出入りを禁止すること。
SP122	適用される有機過酸化物の包括品名に応じ、備考１(3)の表（IBC520の容器を使用できる場合にあっては備考６(3)の表、T23の容器を使用する場合にあっては備考６(4)の表）の管理温度の欄及び非常温度の欄に掲げる温度で温度管理をすること。ただし、当該欄が空欄の場合にあっては、温度管理をすることを要しない。
SP194	備考１(2)の表の管理温度の欄及び非常温度の欄に掲げる温度で温度管理をすること。ただし、当該欄が空欄の場合にあっては温度管理をすることを要しない。
SP281	濡れている場合、湿っている場合又は油で汚染されている場合は、船舶に積載しないこと。
SP294	正味質量が25kg以下の場合には、第14条の４の規定を適用しない。
SP300	船積み前の当該危険物の温度が、35℃又は周囲の気温より５℃高い温度を超えている場合は、船舶に積載しないこと。
SP314	日光の直射を受けず、通風が良好な場所であって、かつ、熱源から水平距離で３m以上離れた場所に積載すること。
SP907	船積み前に28日以上空気にさらすこと。ただし、国連番号が1374の魚粉に限る。
SP910	イ　コンテナのくん蒸に際しては、国際海事機関の「船舶における殺虫殺菌剤類の安全な使用に関する勧告」に従うこと ロ　船舶に積載された状態でくん蒸を開始しないこと
SP926	船積み前に１ヶ月以上空気にさらすこと。ただし、水分含有率が５質量％以下である国連番号が1363のコプラにあっては、この限りでない。

注１　少量危険物又は微量危険物にあっては、積載方法の欄に「B」、「C」、「D」又は「E」とあるのは「A」と読み替えるものとし、備考７の他の規定は適用しない。

２　空の容器（毒性高圧ガス、少量危険物又は微量危険物の運送又は貯蔵に使用されたものを除く。）にあっては、積載方法の欄に「B」又は「C」とあるのは「A」と読み替えるものとし、「D」とあるのは「E」と読み替えるものとする。ただし、この読み替えにおいて空の容器（毒性高圧ガス、少量危険物又は微量危険物の運送又は貯蔵に使用されたものを除く。）を甲板下積載する場合（積載方法の欄に「B」とあるのを「A」と読み替えた場合であって旅客船以外の船舶及び第５条第４項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船に積載する場合を除く。）にあっては、機械通風装置により換気を行うこと。

３　ハッチカバーを有しない船倉であって、規則別表第１のコンテナ貨物区域に適用される防火等の措置が講じられている船倉又はその鉛直上方には、甲板下積載をすることができる危険物（コンテナに収納された危険物を含む。）を積載することができる。

４　意義の欄中「―」が掲げられている船舶による運送は、規則第７条第２項により禁止されている。